

宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）の素案について

第1章 基本計画の改定に当たって

1 策定の経緯

宮城県民間非営利活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めるものとして議員提案により制定された「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」（平成10年宮城県条例第36号。以下「促進条例」という。）に基づき、宮城県民間非営利活動促進委員会での審議を経て、平成12年10月に、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定されました。

2 改定の趣旨

東日本大震災で甚大な被害を受けた本県は、国内外から多大なご支援をいただきながら、震災からの復旧・復興に取り組み、県民、行政、企業、NPOなど多様な主体が総力を結集しての「創造的な復興」を推進してきました。震災から10年が経過しましたが、被災者の心のケアをはじめとした被災地へのきめ細かいサポートなど今後も引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、人口減少、少子高齢化の進展に伴う人手不足や県内経済の縮小及び地域コミュニティの機能低下など、社会を取り巻く環境の変化に伴い、多様化・複雑化している地域や社会全体の諸課題への対応とともに、持続可能な地域社会づくりが求められており、これまで以上にNPOが取り組む社会的・公益的な活動に対する期待が高まっています。更に、令和2年に流行し県民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症等、将来の不測の事態にも対応できる地域社会の構築を目指すため、多様な主体の参画、連携の推進がこれまで以上に必要となっています。

NPO活動は、社会全般に広がりを見せており、その果たす役割は大きくなってきていますが、反面、自立した運営を行う上で人材や資金等の課題を抱えている団体も多い状況にあります。一方で、いわゆるアクティブシニアや若い世代のNPO活動への参加など、NPO活動の担い手が広がる可能性が高まっています。

こうしたNPO活動を取り巻く現状及び前回改定時からの環境の変化等を踏まえて、NPO活動の一層の促進を図るため、基本計画の改定を行うものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 基本計画におけるNPOのとらえ方

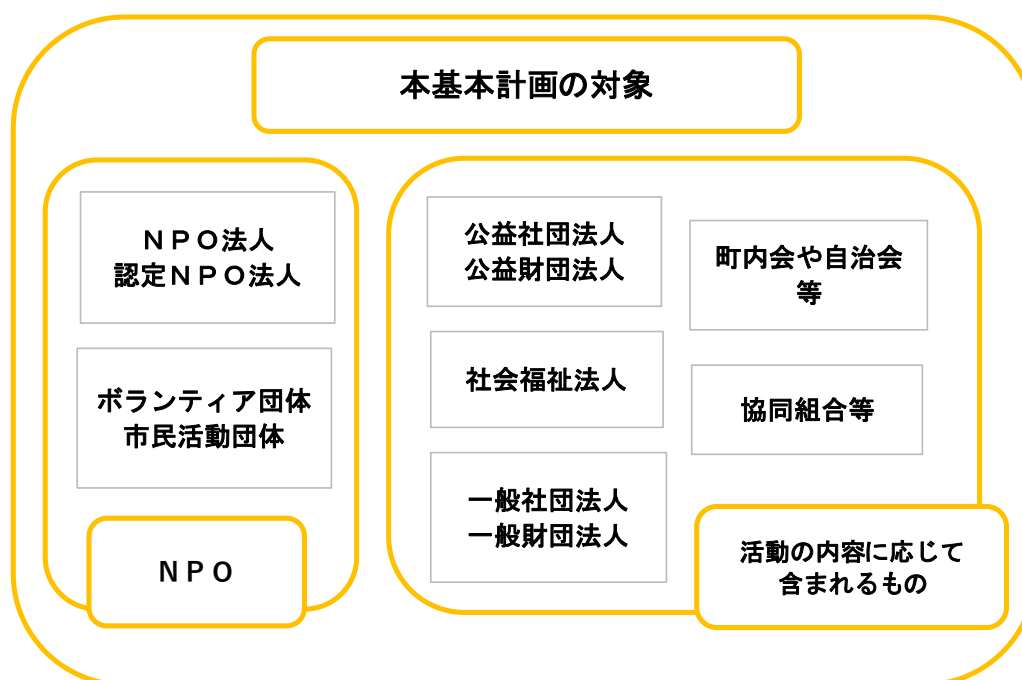
(1) 基本計画の対象

促進条例では、民間非営利活動は「営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動」と定義されています。また、民間非営利活動団体は(※1) NPOを指すものとされ、「継続的に民間非営利活動を行う団体」と定義されています。

このことから、この基本計画の対象は、(※2) NPO法人や任意の市民活動団体など、「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体」としてのNPOを対象とし、活動の内容に応じ、町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合等も対象に含まれます。また、一般社団法人や一般財団法人として社会的・公益的な活動を行っている団体も増えていることから、これらの団体についても対象に含むものとします。

※1 NPO・・・“Nonprofit Organization”の略であり、直訳すると、「非営利（営利を目的としない）組織」となります。非営利組織には地方公共団体等も含まれますが、NPOは民間団体であることが前提とされているため、一般的には、「民間非営利組織」と訳されています。NPOには、特定非営利活動法人を含む非営利の各種法人のほか、法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれます。

※2 NPO法人・・・NPOのうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）と呼びます。この法律は、市民による社会的・公益的な活動を行う団体のうち一定の要件を備えるNPOに法人格を付与し、かつ、情報公開を義務付けることによって、NPOの社会的な認知を促進すると同時に、明確な社会的責任を担うことを定めたものです。



(2) NPOの特徴

この基本計画においては、NPO活動を、「社会的な使命の達成を目的に、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動」としてとらえ、その特徴を、以下のとおりとらえています。

イ 公益の実現を目指して活動している

社会問題の解決や人々の幸せの追求など公益的な目的や使命(ミッション)を持ちつつ、その実現のために活動を行っています。

ロ 市民による自発性が原動力である

社会の一員としての責任を自覚した市民が、自発的に社会の問題に気づき、解決策を考え、人々に働きかけて組織を作り、活動を継続していく原動力となっています。

ハ 市民の参加によって運営されている

ボランティアでの参加者をはじめ、問題を抱えた当事者や寄附等の提供者、ボランティアで経営責任を負う人々など多くの市民の参加によって運営され、その組織内部での統治(ガバナンス)によって成り立っています。

ニ 行政や企業等から独立した意思決定をしている

市民により内部での統治(ガバナンス)が行われる自治組織であることから、行政や企業等から独立した意思決定を行い、自ら活動を組み立てています。

ホ 利益の分配を追求しない事業体である

社会的な目的や使命(ミッション)の実現に向けて、事業体として活動を継続するため、その費用を調達するための持続可能な仕組みを持っています。また、活動から生じた利益は、特定の個人や組織には分配しません。

以上のような特徴を備えたNPOが、社会的なテーマや地域の課題に取り組み、多くの市民の参加を得ながら、柔軟で機動的に、現場の実情に即した活動を行っています。また、継続的な活動によって、様々なノウハウが蓄積され、人材が育ち、更には人的ネットワークを構築し、専門性を備えることも可能となっています。

第2章 NPOを取り巻く現状と課題

1 NPOを取り巻く現状

(1) 地域コミュニティの希薄化

地域コミュニティは、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有し、地域社会の基盤となってきましたが、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、個人志向の高まりや価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、活力が低下するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されているところです。

このような中、地域社会において多様化・複雑化したニーズに対応するため、多様な主体が新たな担い手として活動することに大きな期待が寄せられています。

(2) 社会的・公益的な活動の担い手の広がり

物の豊かさよりも、生きがいや自己実現など心の豊かさや、社会の役に立ちたいという社会貢献に対する人々の関心が高まっています。

NPO法人の他、社会的・公益的な活動を行う一般社団法人及び財団法人や、企業の社会的責任（CSR）の一環として社会貢献活動に取り組む企業は増加しており、様々な取組が行われています。社会人のプロボノ（※）による活動も期待されています。また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、働く男女がNPO活動に参加しやすい環境や、アクティブシニアが長年培った知識と経験を社会の中で活かせる場が整えられることにより、社会的・公益的な活動の担い手の広がりを期待することができます。

更には、若い世代においても、ボランティア活動への参加のほか、NPOへの就職や起業など、就労の受け皿としても、NPOに対する関心が高まってきています。

※プロボノ…各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般のこと。

(3) 行政とNPOとの協働の拡大

住民ニーズの多様化や様々な社会的課題の発生により、現場の実情に即した柔軟かつ機動的なサービスの提供が求められています。NPOには、本来のミッションの追求や政策提言など、NPOならではの機能が期待されており、従来の公共サービスでは十分に対応できなかった課題に対して大きな成果を上げるなど、住民サービスの提供主体としての役割は大きくなっています。

行政とNPOは、公の施設の指定管理者制度や業務委託などを通じて、主要なパートナーとなっており、それぞれの立場や特性を認めた上で、相互に補完し、お互いを尊重し合い協働することが、よりよい地域社会づくりにつながると考えられています。

(4) 東日本大震災を契機とした災害等に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震と大規模な津波により未曾有の被害をもたらしました。

被災地においては、震災直後から多くのNPOがその機動性や専門性等を活かした被災者支援などの活動を自発的に展開し、復興の進展に重要な役割を果たしてきました。県内外から多くのボランティアが参加したこれらの活動により、NPO活動やボランティア活動に対する市民の関心が高まり、その有効性・必要性が広く認識されました。

東日本大震災以降も全国各地で自然災害が発生していますが、これまでの取組や経験を活かして、多くの支援団体やボランティアがそれぞれの被災地で復旧・復興等に係る支援活動の成果を上げています。また、地域に住む人々が助け合いながら、地域の課題を主体的、自立的に解決しようという意識が高まり、共助の精神に基づいた地域づくりの重要性も再認識されています。

(5) SDGs達成に向けた取組 ※新規

2015年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)は、全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を2030年度までに解決し、「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指すために、17の目標を設定しています。

我が国では、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、2016年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定し、推進に向けた体制として「NPO・NGOや更には幅広い地域住民、民間組織や地縁型コミュニティ組織もSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していく」こととしています。



図：SDGsの17の目標

2 宮城県におけるNPOの現状と課題

(1) 宮城県内のNPOの現状と課題

県内のNPO活動の現状を把握するため、平成30年12月に実施した「NPO活動実態・意向調査」（以下「実態調査」という。）により、次のような現状と課題が明らかになりました。

- 回答者のNPOの財政（支出）規模については、100万円未満の団体の割合が平成27年度の実態調査（以下「前回調査」という。）の26.6%から19.4%と低下しているのに対し、1,000万円以上の団体の割合は28.8%から42.4%に上昇しています。
- スタッフの状況については、有給の常勤職員がいる団体の割合は45.7%となっています。前回調査（25.4%）と比較して有給の常勤職員を持つ団体の割合は大きく増加しているものの、依然として半数近くの団体については、有給の常勤職員がいない状況になっています。
- 団体が事業活動を促進させるために最も解決すべき課題としては「資金（事業費）の不足（24.4%）」が最も多く、次いで「人材の不足（18.6%）」となっています。また、組織運営を円滑に進めるために最も解決すべき課題についても「資金（事業費）の不足（19.8%）」、「人材の不足（15.7%）」を挙げる団体が多くなっています。
- 専門家への相談状況と意向については、「会計・税務（公認会計士、税理士など）（45.2%）」が最も多く、次いで「特にない（32.2%）」となっており、今後相談したいと考えている専門家については「資金調達（ファンドレイザーなど）（21.5%）」が最も多く、次いで「会計・税務（公認会計士、税理士など）（21.9%）」、「広報（新聞記者、その他ノウハウを持った個人や団体）（19.6%）」となっています。
- 今後より多くの活動資金を確保するにあたって必要であると考えていることについては、「行政・民間の補助金・助成金制度が拡充される（39.9%）」が最も多く、次いで「団体の活動内容・運営状況等の積極的な公開・透明化による信頼性の向上（32.0%）」、「行政・民間から積極的に事業を受託（28.4%）」、「寄附を集めやすくする、市民が寄附をしやすい環境が促進される（27.4%）」などとなっています。
- 認定NPO法人申請の意向については、「制度に関心はあるが、認定（特例認定）申請の準備は進めていない」が40.0%で最も多く、その理由については、「現時点では、認定（特例認定）の基準を満たすことが難しい（47.0%）」、「日常業務で忙しいため認定（特例認定）申請に必要な準備を行う時間がない（35.8%）」、「会計や税務に関する専門的な知識を持ったスタッフが不足している（26.9%）」といった理由が挙げられています。
- 東日本大震災関連の事業実施状況等について、111団体が現在の活動を継続しており、現在行っている団体の活動分野は「まちづくりの推進（42.3%）」、「子どもの健全育成（37.8%）」の2分野が多くなっています。一方で力を入れている活動分野では「子

どもの健全育成（18.9%）」が最も多く、次いで「まちづくりの推進（14.4%）」、「高齢者福祉の増進（12.6%）」の順となっています。復興期間終了後の継続すべき活動についての意見としては、「コミュニティ形成支援」、「孤立防止」、「被災者の心のケア」に関わるもの多く寄せられています。

- 団体が過去5年間（平成26年以降）に協働したパートナーについては「行政（40.8%）」と「他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）（37.7%）」の二者が多くなっています。一方で「特にいない（24.9%）」が前二者に次いで多くなっています。また、協働を希望する相手については、「行政（35.2%）」と「他のNPO（NPO法人や任意団体を含む）（31.1%）」に次いで「企業（25.9%）」となっており、今後取り組みたい事業については「事業の共催（37.4%）」、「事業の企画・立案等への参加（34.5%）」、「情報交換・意見交換（32.0%）」の順で多くなっています。

（2） 宮城県内のNPO支援施設の現状と課題

① 現状

県内には、NPO及びその活動を支援する拠点であるNPO支援施設が12箇所に設置されています。その活動内容に差異はありますが、情報の収集・提供や事務スペース・会議室・作業室等の提供、相談の受付、市民とNPOとのコーディネートなどを行っており、各地域におけるNPO活動を促進する上で、重要な役割を担っています。

実態調査の結果では、NPO支援施設に機体するサービスや支援については、「活動の場の提供（貸室、設備等）（41.3%）」が最も多く、次いで「行政との連携・協働を促進する事業の企画・実施（36.9%）」、「他のNPOや市民活動に関心のある市民等との交流、連携・協働を促進する事業の企画・実施（33.5%）」、「団体の組織運営、事業活動に役立つ情報の収集及び提供・発信（33.3%）」の順となっています。

② 課題

実態調査の結果では、宮城県民間非営利活動プラザを利用したことがある団体が55.8%、仙台市市民活動サポートセンターを利用したことがある団体が46.0%である一方で、利用したことがない団体も多く、その理由については、「地理的に遠い」のほか、「提供しているサービスや支援の内容は知っているが、現在の団体の組織運営や活動状況からみて、利用する必要性がない」や「どんなサービスや支援を提供しているかわからない」を挙げる割合が高くなっています。

上記2施設は、県内の代表的なNPO支援施設ですが、これら以外のNPO支援施設についても同様の状況にあるものと考えられます。NPO支援施設は、地域のNPO活動をサポートする重要な役割を担っていることから、各NPO支援施設の組織強化や機能、提供サービスの充実、認知度の向上、他のNPO支援施設とのネットワークの構築などを図っていく必要があります。

(3) 宮城県の施策の現状と課題

現在、県がNPO活動を促進するために行っている主な施策とその課題は、次のとおりです。

イ 宮城県民間非営利活動プラザの運営

① 施策の現状

県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、平成13年4月に宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）を設置しており、平成17年4月からは、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供するため、NPOを指定管理者とする指定管理者制度を導入しています。

現在、みやぎNPOプラザでは、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPO活動の紹介や交流イベント、マネジメント講座等の開催、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信などの事業を実施しています。

② 課題

指定管理者制度の導入により、みやぎNPOプラザの年間利用者数は県直営の機関と比べて大きく増加したものの、平成26年度以降、減少傾向にあります。また、入居している榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は昭和43年に宮城県図書館として開館後、築52年が経過し、老朽化が進んでいます。施設の不具合についてはその都度対処しているものの、大きなサービスの低下や施設の利用制限を余儀なくされる事態の発生が懸念されています。

また、地域のNPO支援施設は、県内全域に設置されているとは言えない状況にあることから、県のNPO活動促進の拠点としての情報提供や各種事業の実施等のもとより、地域のNPO支援施設とのネットワークを活用した事業実施やNPO支援施設のない地域での事業実施、NPO支援施設の設置促進の働きかけなどが求められています。

ロ 活動資金の支援

① 施策の現状

「NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」や「NPO等による心の復興支援事業」など、国の交付金を主財源として、NPO等が行う東日本大震災の被災者の支援や被災地の復興支援活動を促進するための必要となる活動資金の支援を行っています。令和元年度までに累計150件の補助を行い、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者を結びつける絆力を活かして行う復興・被災者支援の取組やNPO等支援団体による被災者の心のケアや被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じてコミュニティ形成等の支援をする取組に対する助成（補助事業）等を実施しています。

② 課題

NPO活動調査では、「資金不足」を訴える団体が最も多くなっていることから、NPOの資金調達を支援する取組が求められています。これら被災者の心のケア等に関する支援や被災地における様々な課題への対応等、NPO等の特徴を生かした被災地支援の継続が求めら

れていることから、今後の活動資金の支援を継続できるよう検討していく必要があります。

ハ 県税の課税免除

① 施策の現状

NPO法人の設立の促進と経済的自立を促すため、特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成13年宮城県条例第40号）に基づき、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の4の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税の均等割、不動産取得税、自動車税及び自動車取得税の課税を免除しています。

② 課題

法人県民税の均等割の減免数は増加傾向にあり、財政的支援として事業の継続が有効と考えられます。県税の優遇措置については、広く周知されるようその情報発信が求められます。

二 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業

① 施策の現状

NPO活動の拠点を提供するため、県が保有する遊休施設（用途を廃止した庁舎・宿舎）の貸付けを行っています。現在5つの施設について貸付けを実施しており、NPO活動拠点として利用されています。

② 課題

貸付けできる施設が5施設のみであり、事業の効果が限定的となっています。また、各施設については平成16年の事業開始時に遊休施設となっているため、経年劣化による破損が目立ち施設の老朽化による修繕費が年々増加している状況です。このため事業そのものの見直しの検討が必要になってきています。

ホ プロボノによるNPOの支援・運営基盤強化 ※新規

① 施策の現状

多様な主体との連携構築により、多様化する社会的課題に対応するため、企業や行政などに所属し Web デザインやマーケティング等様々なスキルを持ったNPO支援者とNPOをマッチングし、NPOの運営基盤の強化を図る、「プロボノ」の普及啓発を平成29年度から実施しています。

② 課題

「働き方改革」などを通じたワーク・ライフ・バランスの推進により、プロボノが促進されることで、働く世代が自身のノウハウ等を還元し、地域活動等で得た発見や充実感が本業で役立つという好循環も期待されています。プロボノを広く浸透していくためには、特に企業に対する認知や理解を進める必要があります。

△ NPOとの協働

① 施策の現状

県職員がNPOについての基礎知識を習得し、NPOとの協働を実践するため、協働に関する研修を行っています。また、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、県の事業のNPOへの業務委託を推進するために、その発注手続きの適正化を図るため「(※)NPO推進事業発注ガイドライン」を作成し、県の事業についてNPOへの業務委託を推進しています。

※NPO推進事業発注ガイドライン…「①地域に根ざした活動」、「②コミュニティビジネスの展開や地域の雇用創出等の効果が期待できる」、「③NPO支援・促進のため象徴的・モデル的に実施することが望ましい」等、NPOの特質である、自主性・個別性・先駆性等が必要とされ、特にNPOが実施することが適切であると認められる事業を選定している。選定されると契約補償金の免除制度や、予定価格の事前公表、前払制度及び概算払制度の活用などのメリットがある。

② 課題

令和元年度に実施した「NPO活動促進に係る庁内調査」によると、県事業のNPOへの業務委託は一定程度推移しているものの進んでおらず、「NPO推進事業発注ガイドライン」については、「全く考慮していない」との回答が半数を占めていたことから、今後も職員への周知を図る必要があります。また、NPOとの協働を行っている部署は多くはないものの、継続的な協働が行われている部署については、殆どが各事業等の目的達成等の成果が得られたとしています。

このことから、NPOとの協働に関する成果等の情報発信や、それぞれの事業についてNPOとの協働に向けた取組を検討する機会の創出が必要であると考えられます。

ト 宮城県NPO活動促進庁内連絡調整会議等

① 施策の現状

NPO活動を促進する県庁内の体制として、NPO活動促進庁内連絡調整会議及びその幹事会を設置するとともに、NPOパートナーシップ推進員を配置しています。

NPO活動促進庁内連絡調整会議は、NPOに関する県の施策の総合的な調整と決定を行う組織であり、NPO推進事業の選定やNPO活動に関する施策の全庁的な調整を行っています。また、NPOパートナーシップ推進員は、NPOと行政との協働を推進するため、各部署に配置しており、各部署内のとりまとめを行っています。

② 課題

県の事業のNPOへの業務委託など県とNPOとの協働の実績は、今後、実施方法等について所要の見直しを行いながら、全庁的な協働のより一層の推進に取り組んでいく必要があります。

(4) 市町村の施策の現状と課題

県内市町村のNPO活動に対する支援状況を把握するため、令和元年度に実施した「NPO活動促進に係る市町村調査」により、次のような現状と課題が明らかになりました。

- NPOとの協働を行っている市町村は平成27年度調査よりも1団体増加し、35団体中27団体となっています。そのうち、25団体が「期待通りの成果があった」と回答しており、協働を行った感想としては「行政だけでは対応できないサービスの提供や事業活動に広がりがあった」、「行政よりも柔軟な対応ができた」などと評価をしています。
- 市町村職員全般のNPOに対する理解度については、「十分進んでいる」及び「やや進んでいる」と回答した団体が平成27年度と比較して8団体増加し14団体となり、「あまり進んでいない」及び「進んでいない」と回答した団体が平成27年度と比較して8団体減少し18団体となりました。平成27年度調査と比較すると、理解度は進んでいるものの、「あまり進んでいない」の回答の団体が15団体と最多であり、市町村職員全般の理解促進が必要であると考えられます。
- NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、自治体が取り組むべきことについては、「行政一人ひとりがNPOに対する正しい理解を持つこと」が重要であるという回答が多く、続いて「NPOと行政の結び手となる中間支援組織と連携すること」、「政策立案に参加できるような機会を設けること」となりました。
- NPOとのパートナーシップ形成の促進のため、NPOに求めることについては、「団体の組織運営が安定していること」が重要であるという回答が一番多く、続いて「行政への企画提案やそれを実行できる能力を持っていること」、「専門知識やノウハウを有していること」の回答が多い結果となりました。一方で「法人格の取得」や「NPO間のネットワーク形成がなされていること」を重要視するという回答は少ない結果となっています。
- NPO活動促進施策に必要な県からの支援については、「市町村が実施する財政的支援事業への補助」が一番多く、続いて「市町村事業のNPOへの業務委託を推進するためのガイドライン作成等に関する情報提供」、「特に必要な支援はない」となっています。

3 NPOに期待される社会的役割と可能性

(1) 社会参加機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO

社会の役に立つことを生きがいや自己実現につなげようとする意識が人々に広がってきています。

NPOは、そうした社会参加の主要な手法の一つとなっており、多様な思想やアイデア、価値観等を持つ個人の力を集結して社会の力へと変える役割を果たしています。人々は、社会的・公益的な活動に参加することによって、社会の問題に関心を持ち、その解決の意義や必要性を考える機会を得ることができます。NPOには、このような市民性への目覚めとその育成の機会、ひいては、民主主義を学ぶ機会を提供する役割も期待されていると言えます。

(2) 市民セクターの中心的存在としてのNPO

健全な市民社会の形成のためには、行政や企業等のほかに、既存の仕組みから独立した行動原理を持つ市民セクターの存在が求められています。そして、NPOには、市民セクターの中心的な存在となり、シンクタンクや公共サービスの担い手として、様々な政策提言や活動を行うことが期待されています。

(3) 震災復興の担い手としてのNPO

震災復興の担い手は県民一人一人であり、それぞれが復興活動に取り組んでいくことはもちろんですが、復興の推進のためには、県、市町村、企業、NPOなど、多様な活動主体がそれぞれの強みを活かしながら、連携して取り組んでいくことが重要です。そして、NPOには、被災者の心のケアや生活のサポート、地域コミュニティの再構築におけるきめ細やかなサービス提供など、現場目線や柔軟性、機動性といったNPOの強みを活かした役割が期待されます。

(4) 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO

人口減少や高齢化、雇用の不安定化、地域・家族の紐帯の弱体化等、経済社会の構造変化が進む中、困難を抱えた方が孤立して生きる「無縁社会」と呼ばれる状況などが一部に広がっています。

こうした中で、困難に陥った人々に対するサポートや地域社会との関係性を再生するための活動にNPOが取り組む事例も目立ちはじめています。

NPOには、生きづらさを感じている人や多様な問題を抱える人の(※)社会的包摂に向けた先導的役割も期待されており、こうした取組がより広げられる条件づくりが求められます。

※社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)・・・雇用や地域的つながりから脱落する「社会的排除」が広がる中、そうした立場にある人が改めて社会参加できる条件を整備しようとする考え方

(5) NPOを支援するNPO（中間支援組織）

NPO活動を促進するためには、中間支援組織の政策提言や地域資源（人材や物資、資金、場所等）の仲介、協働のコーディネートなどの支援機能が重要です。

様々な分野でNPO活動が展開される中で、個々のNPOが社会的な役割を担うとともに、その資源が有効に活用されるように、NPOと多様な主体との協働のコーディネートなどを担う中間支援組織の役割が、今後ますます大きくなると考えられます。

4 NPOの課題と今後望まれること

NPO活動は様々な分野で展開され、NPOに期待される社会的な役割はますます大きくなっていますが、反面、自立的な運営や活動内容の向上等の面で課題を抱えることにより、その機能を十分に発揮できない団体もあります。

NPOには、多様な主体と共に社会を支え、その期待に応えるため、次のような取組を進めることが求められています。

(1) 説明責任と情報公開

NPOは、その目的や使命を実現するために活動しており、目的や使命への共感が多くの人々や企業などを動かし、寄附や活動への参加等の協力を得ることができます。このため、目的や使命を明確にし、様々な媒体を活用して、積極的に情報を発信することが不可欠です。

より多くの人々からの理解と支持を得て、社会からの信頼を確かなものにしていくためには、説明責任の重要性を認識し、積極的に情報公開・情報発信を行うことが求められています。

(2) 継続的な活動のためのマネジメント能力の向上

NPOが社会との信頼関係を確立するために基本的かつ重要なことは、NPOが社会的・公益的な活動を継続的に行うことであると考えられます。

このため、それぞれのNPOが持つ活動資源を有効かつ効率的に活用し、自立した運営の下で継続的な活動ができるよう、事業実施や組織運営・管理等のマネジメント能力を高めることが求められています。

(3) 創造性の発揮

NPOは、現場の実情に即した情報を豊富に持つことで、人々のニーズを先取りし、先駆的な取組を行うことができるなど、行政や企業では対応が困難な新たな課題についても、迅速かつ効果的な活動を展開することが期待されています。

NPOは、その目的や実施事業、構成メンバーなど様々な違いがあり、多様な面を持っています。他の団体を尊重し、多くの団体や社会と関わりを持ちながら、その特徴を活かし、創造性を発揮した活動を展開することが期待されています。

第3章 基本計画の見直しの視点と基本理念等

1 基本計画の見直しの視点

第1章及び第2章を踏まえ、次の視点により基本計画を見直します。

(1) みやぎNPOプラザの機能の再検討

みやぎNPOプラザは、NPO活動の促進やNPOの自立等を支援するための基盤となる機能のほか、NPOに期待される社会的役割の実現に寄与するための機能を担っています。今後も引き続き県の中核機能拠点として位置付け、県内各地域で活動するNPOへの支援事業を展開するとともに、みやぎNPOプラザを中心として県内のNPO支援施設のネットワーク化を図り、各地域におけるNPO支援の充実を図っていく必要があります。特に県内NPO支援施設の状態には地域差があり、みやぎNPOプラザの広域的促進機能の強化が求められています。

令和2年3月に策定された「県有施設等の再編に関する基本方針」では、みやぎNPOプラザが入居する榴ヶ岡分室庁舎については築年数を考慮し基本的には廃止する方向で検討を行い、みやぎNPOプラザについては、宮城県民会館と集約複合化する方針案が示されるとともに、宮城県美術館と集約・複合化する方向で更に検討を進めることが示されました。他の施設と複合化・共有化により、NPO活動の情報発信や、交流促進機能の強化など、多様な主体との連携・協働の可能性が広がることも考えられるとともに、新たな機能の追加等も含めた中核機能拠点としての機能の見直しと再検討が必要となっています。

(2) 市町村との連携

地域の様々な課題を解決するためには、多様な主体との連携により補完しながら取り組むことが重要です。地域課題に対応したNPO活動促進には、市町村における取組が重要であり、行政職員のNPOへの理解を深めるとともに、県には各市町村との連携や支援が求められています。

行政とNPOとの協働がこれまで以上に重要となる中で、市町村においても、NPOとの協働の更なる推進が必要であり、県としても、NPOと市町村との協働推進に向けて、情報提供や意見交換などを行いながら連携を強化していくことが必要になっています。

(3) NPOへの理解・協働の推進

NPOに対する社会の理解は十分に進んでいるとは言えない状況にあり、特に企業や教育機関、大学等学術機関との協働は進んでいない状況にあります。引き続き相互理解を深めていくための取組の強化が求められます。

また、NPOは組織としての成熟度がそれぞれ団体で異なり、資金や人材、活動場所など活動資源の面で課題を抱えている団体も少なくありません。NPO活動を進展させるためには、社会全体が支えるとともに、NPOがその活動を通して社会に還元するという環境の創出が重要になります。そのためには、行政による支援のみならず、市民や企業等から活動へ

の理解と共感を得ながら、パートナーとしての関係を構築することが必要です。

(4) 東日本大震災からの復興支援とその他の災害等への対応

NPOは、現場目線や柔軟性、機動性といったNPOの強みを活かしたきめ細やかなサービスの提供などにより復興活動に大きな役割を果たしてきました。震災から10年が経過し、生活に密着したインフラの整備や災害に強いまちづくりなど、ハード面については多くの地域で取組が完了しました。一方で、被災者支援などソフト面の取組については、今後も中長期的な対応が必要となっていることから、行政はもちろん、様々な団体と連携を図り、引き続き一人ひとりに寄り添った支援をしていく必要があります。

震災復興に大きな役割を果たしてきたNPOが、活動の縮小や停止を余儀なくされることなく、今後も力を発揮できるよう、次の段階に進むための支援が求められるとともに、これらの経験を踏まえ、自然災害等将来の不測の事態に対する、活動支援体制の構築が求められています。

(5) SDGsとの関連づけ

SDGsでは、「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」の主要原則を重視することとされています。これらの原則の中でも「参画型」については、自治体、企業、NPO、市民など多様な主体の参画によりSDGs達成に向けて取り組むことが、「誰一人取り残さない」持続的な世界の実現につながっていくとされています。

持続可能性への追求は、社会が直面する諸課題を解決する上で重要な要素であることから、SDGsの特徴や17の目標、169のターゲットを、それぞれのNPO活動の内容に反映していく取組を推進していくとともに、NPO活動がSDGsの達成につながっている認識を深め、多様な主体との協働を促進していく必要があります。

2 基本計画における基本理念

前計画の基本理念である「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」を基本的に継承しつつ、変化の激しい社会で予測不能の事態にも対応していくため、多様な主体との繋がり強化や連携が一層期待されていることから、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

NPOと多様な主体との相互の信頼と協働により、社会の変化に対応し持続可能な社会を目指す

3 基本方針

基本理念を実現するため、次の基本方針を掲げます。

(1) 基本方針1 持続的発展に向けたNPOの基盤強化

- NPOが継続的に運営され、発展的に活動していくために、NPOの組織運営、資金調達、情報発信などの基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を支える人材育成の支援やNPO活動の拠点の確保を推進します。

※基本方針1の目指す必要性、具体的な方向性や視点を記述予定

(2) 基本方針2 NPO活動への理解と参加の促進

- NPO活動に対する地域社会への関心を高め、理解と参加を促す情報発信と、それぞれがつながる場づくりを推進します。

※基本方針2の目指す必要性、具体的な方向性や視点を記述予定

(3) 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立

- 変化の大きな社会における様々な課題解決やNPO活動の新たな展開につなげるため、多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた協力・支援を推進します。

※基本方針3の目指す必要性、具体的な方向性や視点を記述予定

第4章 施策と事業

第3章で示した基本理念と基本方針に基づき、次のとおり施策や事業を展開していきます。

1 施策の柱1 NPO活動を促進する体制を整備します

みやぎNPOプラザの機能の充実

○基盤整備機能

（情報収集・提供機能，相談・コーディネート機能，調査研究機能，活動拠点等の提供機能）

○広域的促進機能

○NPO主体の運営

○アウトリーチ機能（伴走，訪問）

NPO支援施設及び中間支援組織等への支援強化

○地域のNPO支援施設の機能の充実と連携

○中間支援組織等の運営力強化につながる取組，ネットワーク化への支援

○NPO支援施設が未設置地域に対する設置促進の働きかけ

○NPO支援施設，中間支援組織等の相談機能強化のための研修

○NPOを支える人材の育成，マネジメント能力強化に向けた取組

2 施策の柱2 NPOの自立と発展を支援します

NPOの人材育成と財政的支援

- 会計や税務等，継続的な活動に必要な講座の開催
- 財政的支援制度，活動資金の支援
- 寄附促進の仕組みづくり
- NPO活動拠点の確保
- NPOが必要とする情報の発信
- NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供
- NPOによる情報公開・情報発信への支援
- 認定NPO法人への移行促進

NPO活動への社会の理解と参加促進

- NPO活動に対する社会の理解促進
- NPO活動への多様な人々の様々な形態による参加促進（青少年，アクティブシニア，社会人）
- ボランティア文化の醸成，寄付文化の醸成
- SDGsを意識した活動の促進

3 施策の柱3 多様な主体とのパートナーシップの推進

- 協働の相手方としての行政，NPO間，企業，教育機関，大学等学術研究機関，地域社会，市民
- 多様な主体の協働実績についての情報発信
- 多様な主体がつながる場づくり，協働しやすい環境づくり
- 行政との協働（県，市町村）を推進する取組
- 東日本大震災の復興活動における協働，防災・新たな災害や感染症等に備えた体制
- NPO，企業，教育機関，大学等の学術研究機関，地域コミュニティとの協働

第5章 基本計画を推進するための体制づくり

第4章で示した施策や事業を着実に展開していくため、県は、次のような体制づくりを進めます。

1 宮城県民間非営利活動促進委員会

促進条例に基づき、学識経験者や、NPO関係者、市町村の代表者、企業、公募委員を中心とした委員により構成される宮城県民間非営利活動促進委員会が設置されています。この委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査・審議し、知事に意見を述べる事ができるとされており、毎年度の県のNPO活動の促進に関する施策の実施状況の審議などを行っています。

特に、NPOに関する県の施策の充実に向けた議論を行っていくとともに、基本計画に基づく施策・事業の実施状況の検証や、より効果的な施策の実施等に対する助言・提言を行っていただけるよう、引き続き、委員会を開催するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正な運営を行います。

2 県庁内におけるNPO活動の推進体制

(1) 新・宮城の将来ビジョンにおけるNPOの位置付け ※中間案の内容

「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念等を継承し、一つの計画に統合し策定された「新・宮城の将来ビジョン」では、「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を県政運営の理念として、これまで以上に県民、企業、NPO、大学、研究機関、行政など、多様な主体が参画、連携しながら県内経済を安定的に成長させ、生み出された富の循環によって、子育てや教育、福祉、社会資本整備、豊かな自然や文化の継承、芸術やスポーツの振興、災害対策など、安全安心で質の高い暮らしの実現や地域の魅力を高める取組を更に推進していくことを掲げています。この趣旨を踏まえ、多様な主体との連携を進めていく上での必要な支援体制を構築していきます。

(2) NPO活動の促進のための情報共有と推進体制の整備

NPOの活動は様々な分野で行われており、県の担当部署も県庁各課室、地方機関に及んでいます。複雑かつ多様化する課題を解決するためには、県庁内関係各課室及び地方機関において情報共有を図ることが今後ますます重要となってきます。NPO活動推進担当課を県とNPOとの協働に関する相談窓口に位置付け、連絡調整を行うとともに、県内各地域でのNPO活動を促進するための情報提供を行います。

(3) NPO関連施策の調査と課題解決に向けた協力体制の推進

県庁内の各課室及び地方機関におけるNPO関連施策の実施状況を定期的に調査し、その結果を公表するとともに、今後のNPOとの協働や施策の推進のために活用します。また、

NPO活動の分野ごとに様々な課題が存在することから、課題解決に向けて、関係機関とNPOとが広く連携・協力する体制の充実に努めます。

(4) 職員への研修の充実

NPO等の優れた活動や協働の事例についてのワークショップやNPOとの交流など、実践的なメニューを取り入れた職員研修を定期的で開催します。これらの取組を通じて多様な主体との協働に関する理解を深め、NPOの政策プロセスへの参加やNPOとの協働の促進を図ります。

(5) 国への政策提言

NPO法人への税制上の優遇措置などNPOに関する国の動向を十分に踏まえつつ、他の都道府県等とも連携しながら、様々な機会を通じ、NPO活動の促進に向けた政策提言を行います。

3 市町村との連携

NPO活動を県内全域で促進していくためには、市町村との連携・協力が不可欠であることから、市町村NPO担当課長会議等を定期的で開催するなど、市町村との連携・協力の強化を図ります。特に、基本計画に基づく事業について周知を図るとともに、協力を求めています。

4 基本計画の見直し

この基本計画改定後、5年を目途として各施策の検証を行い公表するとともに、NPOの実態調査等を実施し、計画の見直しを行います。

なお、この基本計画に基づく事業については、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行いながら、NPO活動に対する施策を円滑かつ効果的に実施していきます。